

新型コロナウイルス感染症対策支援一覧 ～ 個人事業主・企業の皆さま向け ～

令和2年7月22日現在



松川町役場

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 給付 ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
持続化給付金 (国制度)	新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため給付します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 ※資本金10億円以上の大企業を除き、中堅・中小企業・個人事業者・医療法人・農業法人・NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象	【法人】 200万円 【個人事業者】 100万円 ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。	令和2年5月1日から令和3年1月15日まで	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570 8:30～9:00 役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通) 松川町商工会 ☎36-3300
令和2年5月21日から申請サポート会場開設 (場所: 飯田商工会議所1F(飯田市常盤町)) 利用時は予約が必要 ○webにより予約 ○電話(自動ガイダンス)による予約 ☎0120-835-130 ○電話(オペレーター)による予約 ☎0570-077-866					
家賃支援給付金 (国制度)	5月の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長等により、売上の減少した事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減する給付金を支給します。	① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む小規模事業者 ② 5月から12月の売上高について、1カ月で前年同月比△50%以上または、連続する3カ月の合計で前年同期比△30%以上 ③ 自らの事業のために占有する土地、建物の賃料を支払っていること	【給付額】 法人 最大600万円 個人事業者 最大300万円 を一括支給 ※算定方法等の詳細についてはお問合せください。	【申請期間等】 令和2年7月14日から 令和3年1月15日まで	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930 (平日・土日祝日 8:30～19:00) 役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通) 松川町商工会 ☎36-3300

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 補助①～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
<p>小規模事業者持続化補助金コロナ特別対応型</p> <p>(国制度に県が上乗せ補助)</p>	<p>事業環境に与える影響を乗り越えるために、小規模事業者等が地域の商工会の助言等を受けて作成した経営計画に基づき、サプライチェーンの構築、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備へ補助します。</p>	<p>小規模事業者 個人事業主(商工業者であること)</p>	<p>【補助率等】 類型Aの場合 9/10以内(上限額:135万円) (内訳) 国 2/3(上限額:100万円) 県 7/30(上限額:35万円)</p> <p>※県補助は、商工会議所、商工会を通じて、上乗せ補助をします。 ※類型B・Cもあります。</p>	<p>【第1回】 受付終了 【第2回】 受付終了 【第3回】 令和2年8月7日まで 【第4回】 令和2年10月2日まで</p>	<p>日本商工会議所 ☎03-6447-5485</p> <p>県産業立地・経営支援課 ☎026-235-7195</p> <p>長野県商工会連合会 ☎026-217-2828</p>
<p>新型コロナウイルス危機突破支援事業(健康・理美容サービス業等対応型)</p> <p>(県独自事業)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、業種別ガイドラインに基づく感染防止策に取り組む小規模事業者に支援金を支給します。</p>	<p>【給付対象者】 顧客との密接を避けることが難しい業種の小規模事業者であって、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組んでいる事業者 【対象業種】 理容業、美容業、運転代行業、療術業他全7業種</p>	<p>一事業者当たり、10万円</p>	<p>令和2年7月10日から 令和2年9月30日まで</p>	<p>南信州地域振興局 商工観光課内 産業・雇用総合サポートセンター ☎53-0432</p>

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 補助② ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
公共交通運行事業者感染防止対策支援事業補助金 《町独自支援》	町内の公共交通事業者に対し、運行車両の消毒作業や消毒液の配備などの感染予防拡大防止のための取組みに要する費用を助成します。	町内の公共交通事業者	【予算額】 30万円	実施済	役場まちづくり政策課 リニア・公共交通係 ☎36-7014(直通)
収穫体験型観光等販路開拓支援事業補助金 《町独自支援》	町内観光農業への緊急支援と経営モデルの転換に向け、関係団体と協議の上、新企画商品の開発及び販売宣伝プロモーションをセンターと連携して支援します。	【事業主体】 (一社)南信州まつかわ観光まちづくりセンター	【予算額】 500万円	【対象事業期間】 令和2年4月から 令和3年3月まで	役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通) (一社)南信州まつかわ観光まちづくりセンター ☎48-5743
飲食店等販路開拓支援事業補助金 《町独自支援》	営業や外出の自粛等新型コロナウイルス感染拡大防止措置により、事業に悪影響が及んでいる飲食店におけるサービス方法の改善、新規顧客開拓等をセンターと連携して支援します。	【事業主体】 (一社)南信州まつかわ観光まちづくりセンター	【予算額】 100万円	【対象事業期間】 令和2年4月から 令和3年3月まで	役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通) (一社)南信州まつかわ観光まちづくりセンター ☎48-5743

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 支援①～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
雇用調整助成金 (特例措置:国制度)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者に雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	【措置内容】 ○休業手当に対する助成率の引き上げ等助成内容・対象の大幅な拡充 ○生産指標の要件を緩和等の受給要件の緩和 ○申請書類の大幅な簡素化等活用しやすさ ※緊急対応期間は、9月30日で終了	【支給申請期間】 支給対象期間の最終日の翌日から起算して2カ月以内 ただし、1月24日から5月31日までの申請期限は、令和2年8月31日まで	雇用調整助成コールセンター ☎0120-60-3999 9:00～21:00 (平日・土日祝日) ハローワーク飯田 ☎24-8609
松川町飲食・販売・サービス業等 新型コロナ危機突破推進支援金 《町独自支援》	営業や外出の自粛等新型コロナウイルス感染拡大防止措置により、事業に悪影響が及んでいる事業者において、サービス方法の改善、新規顧客開拓、感染拡大防止対策など自らの創意工夫による危機突破の取り組みに対して支援金を交付します。	町内に主たる事業所・店舗を有する小規模事業者(従業員20人以下) ※国・県の同種補助事業との並用は不可。	【対象経費】 器具備品費・販売促進費・消耗品費 【補助率等】 ソフト事業 10/10以内 ハード事業 9/10以内 (ハード事業は3万円以上の備品) 【限度額】 10万円 ※1事業者1回限り	【対象事業期間】 令和3年3月31日まで申請受付中	役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通)

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 支援②～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
小規模事業者応援給付金 《町独自支援》	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少するなどの影響を受けている町内小規模事業者の事業継続支援のための給付金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内に主たる事業所もしくは店舗を有すること。 ○ 令和2年6月1日現在の常時使用する従業員が20人以下であること。 ○ 対象月(令和2年3月～7月)の減少分が前年同月比で20%以上、または、20万円以上であること。 ○ 個人事業主については、主たる事業収入が全収入の50%以上あること。 ○ 町税に滞納がないこと。(徴収猶予除く) 	1事業者当たり、一律 20万円 ※1事業者1回限り	【申請期間】 令和2年8月31日まで 申請受付中	役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通) 松川町商工会 ☎36-3300
小規模事業者家賃支援 《町独自支援》	新型コロナウイルス感染症拡大により、売上が減少するなどの影響を受けている小規模事業者の事業継続を支援するため、国の家賃支援策に加え、一定額以上の家賃に対して町独自で支援を行います。	【給付対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内に主たる事業所もしくは店舗等を有すること。 ○ 令和2年7月1日時点で常時雇用する従業員が20人以下であること。 ○ 令和2年3月から12月中の連続する3か月の売上の合計が、前年又は前々年の同月合計比で20%以上減少していること。 ○ 個人事業主については、主たる事業収入が全収入の50%以上あること。 ○ 町税に滞納がないこと。(徴収猶予は除く。) 	【給付額】 対象月3か月の店舗・事務所家賃の3分の2の額 (上限は総額10万円) 【要件】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 一月当たりの支払家賃が3万円以上であること。 ○ 一事業者1回限りで、国に家賃支援制度との併用はできません。 	【申請期間】 令和2年7月20日から 令和3年1月29日まで	役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通)

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 支援③ ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再掲</div> まつかわのお店 応援券 《 町独自支援 》	新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少するなどの影響を受けている町内小規模事業者の支援と町民の生活支援のため、全町民に消費応援券を配布し、地域における消費喚起と経済の下支えをします。	【交付対象者】 令和2年5月1日時点で、松川町に住民登録のある方 【登録店舗】 町内に主たる事業所等のある事業所及び店舗が登録できます。	町民一人につき、町内の登録店で買い物や食事には使える1,000円相当の買い物等応援券1枚支給 (全世帯に配布済み)	【使用期間】 令和2年11月30日まで 【登録店募集】 随時募集中	役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通) 松川町商工会 ☎36-3300
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再掲</div> お店応援プレミアム商品券 《 町独自支援 》	新型コロナウイルス感染症拡大より、売上が減少するなどの影響を受けている小規模事業者の支援と町民のみなさんの生活支援のため、プレミアム付き商品券を発行します。	【購入できる方】 令和2年7月1日時点で、町に住民登録のある方 【参加加盟店】 町より配布した「まつかわのお店応援券」の登録店舗、コンビニエンスストア及びチェーン店等 ※参加加盟店は随時募集しております。	【商品券概要】 1セット5,000円分の商品券を3,000円で、お一人様2セットまで購入できます。※5,000円分の商品券のうち2,000円分は、すべての参加加盟店で使用できますが、3,000円分は、コンビニエンスストア及びチェーン店等では使用できません。 【購入方法】 世帯主様宛に世帯員1名当たり2枚の購入引換券を郵送します。購入引換券1枚と引き換えに商品券1セットを購入できます。	【販売期間】 令和2年7月19日から8月31日まで 【販売場所】 7月19日 9:00～12:00 特別販売所(7カ所)で販売します。 7月20日～8月31日 町内コンビニエンスストア、商工会、梅松苑で販売します。 【使用期間】 購入日から令和2年12月31日まで	役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通) 松川町商工会 ☎36-3300

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 支援④ ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
<p>医療機関・福祉施設等従事者慰労券交付</p> <p>【 町内の医療機関等に従事する職員の方向け 】</p> <p>《町独自支援》</p>	<p>感染症対策に細心の注意が必要な医療・福祉施設で働く職員の負担の増大に対する慰労と、今後も医療体制等を維持していただくことを考慮し、町内店舗等で利用できる慰労券を配布します。</p>	<p>町内医療機関、介護福祉施設、障害者支援施設に勤務する職員</p>	<p>・1人当たり5,000円分の慰労券(商品券)を交付</p> <p>・令和2年7月14日に、各事業所へ配布済み</p>	<p>【使用期限】</p> <p>令和2年11月30日まで</p>	<p>役場保健福祉課 高齢者係 福祉係 保健予防係</p> <p>☎36-7022(直通) ☎36-7034(直通)</p>

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 農業者支援①～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
<p>追加</p> <p>経営継続補助金 (国制度)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産販売方式の確立・転換などの経営継続に向けた取り組みを支援します。</p>	<p>【交付対象者】 農林漁業者 (個人・法人)</p> <p>※常時従業員数が20人以下</p>	<p>(1) 経営継続に関する取組みに要する経費 補助率 3/4 補助上限額 100万円 ※ 補助対象経費の1/6以上を接触機会を減らす生産販売への転換経費または、感染時の業務継続体制構築の経費に充てる必要</p> <p>(2) 感染拡大防止の取組に要する経費 補助率 定額 補助上限額 50万円</p>	<p>【1次受付】 終了 【2次受付】 令和2年9月中旬 から10月中旬</p>	<p>JA松川支所営農課 ☎36-2612 (直通)</p> <p>営農支援センターみらい ☎34-7066</p> <p>役場産業観光課 農業振興係 ☎36-7027 (直通)</p>
<p>追加</p> <p>高収益作物次期作支援金 (国制度)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により売り上げが減少する等の影響を受けた高収益作物(野菜・花き・果樹・茶)について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援します。</p>	<p>【交付対象者】 令和2年2月から4月※の間に野菜、花き、果樹(ドライフルーツ、ジュース、ワイン、シードル等の加工品含む)、茶の出荷実績がある又は廃棄等により出荷が出来なかった生産者</p> <p>※ 5月以降に出荷を開始した場合の支援対象については、今後の公募の際にお知らせします。</p>	<p>【支援内容】 高収益作物の次期作に向けた取組(※1)を支援します。本補助金は面積払い(定額)です。中山間地域では単価を1割加算します。</p> <p>【補助率等】</p> <p>①支援単価 5万円/10a(基本単価)</p> <p>②施設栽培(※2)のうち高集約型品目の単価 施設栽培の花き 80万円/10a 施設栽培のおうとう及びぶどう 25万円/10a</p> <p>※1 次期作取組例：農薬散布、農業機械の利用、土壌改良資材の購入等 ※2 施設栽培は、加温装置(空調装置)又はかん水装置がある施設が対象(いわゆる雨よけハウスは除く)</p>	<p>【第1次受付】 終了 【第2次受付】 令和2年7月31日まで 【第3次受付】 令和2年8月予定</p>	<p>営農支援センターみらい ☎34-7066</p> <p>役場産業観光課 農業振興係 ☎36-7027 (直通)</p> <p>JA松川支所営農課 ☎36-2612 (直通)</p>

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 農業者支援②～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
<p>追加</p> <p>農業労働力確保緊急支援事業のうち援農者緊急確保支援事業 (国制度)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、農業において来日が見通せない外国人技能実習生や働けなくなった従業員、観光農園で、例年収穫をしていた観光客等が外出自粛等により来られなくなった、などに代わる人材を雇用した場合、交通費・宿泊費・保険料・労賃等の掛かり増し分(※)を補助します。</p> <p>※ここでいう掛かり増し分とは、掛かる予定だった経費とそれ以上に増えた経費の差額のことを指します。</p>	<p>【交付対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響により、農業において予定していた人材が来られず、人手不足となった農業経営体 (ただし、経営耕地面積が30a未満で、かつ、過去1年間の農産物販売金額が50万年未満の農家及び土地持ち非農家は対象外)</p>	<p>【支援対象期間】 令和2年4月1日から12月31日の間で代替りの人材を雇用等した期間が対象。</p> <p>【支援対象経費】 代替りとなる人材を雇用した場合に、掛かり増しとなった交通費、宿泊費、労賃、保険料等が事業対象。</p> <p>【支援金額上限】 支援金額の上限単価は以下のとおり。 交通費：3万円/月以内 宿泊費(居住費)：6,000円/泊以内 保険料：実費 労賃：500円/時間以内(10時間/日)</p>	<p>【申請対象期間】 令和2年4月1日から12月31日まで</p> <p>※ 事業完了後、2か月以内に申請することが要件。</p> <p>※ 本補助金はWEBシステムからの申請となります。 詳細はこちら https://for-farmer.jp/</p>	<p>お問い合わせ先</p> <p>全国農業会議所サポートセンターフリーコール ☎0120-150-055 (受付時間：9時～17時) メールアドレス info@for-farmer.jp</p> <p>営農支援センターみらい ☎34-7066</p>

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 融資 ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策:県制度資金)	長野県中小企業融資制度(借換不可)	次のいずれかに該当する方 ○危機関連保証を利用する方 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高または収益性が、前年同月に比べ15%以上減少している方	【貸付限度額】 (設備資金) 6,000万円 (運転資金) 8,000万円 ※ 経営健全化資金(経営安定対策及び特別経営安定対策)とは別枠で利用可能。 【金利】 0.8% 【貸付期間】 (設備資金)10年以内(据置2年) (運転資金)7年以内(据置2年) 【信用保証料】 危機関連保証・セフティーネット保証を利用の場合は、全額補助	令和2年4月1日から申請受付中	県南信州地域振興局 商工観光課 ☎53-0432 産業立地・経営支援課 ☎026-235-7200
経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策:県制度資金)	長野県新型コロナウイルス感染症対応資金	県内に事業所等を有し、次のいずれかの認定を受けた中小企業者 ○中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定 ○同法第2条第5項第5号の規定による認定 ○同法第2条第6項の規定による認定	【貸付限度額】 設備資金・運転資金合計で3,000万円 【貸付期間】 (設備資金)10年以内(据置2年) (運転資金)7年以内(据置2年) 【金利・利子補給】 条件がありますので、詳細はお問合せ先にご相談ください。 【信用保証料】 借入金額に対し、0.85%(条件により上乘せあり)	令和2年5月1日から申請受付中	県南信州地域振興局 商工観光課 ☎53-0432 産業立地・経営支援課 ☎026-235-7200
特別小口資金 《 町独自支援 》	松川町制度資金	1ヶ月の売上げが前年同月比10%以上減少している小規模企業者	【貸付限度額等】 500万円 3年間全額利子補給 【信用保証料】 全額町負担 【返済期間】 10年以内(1年以内据置)	令和2年4月1日から申請受付中	役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通) 松川町商工会 ☎36-3300
特別経営健全化資金 《 町独自支援 》	松川町制度資金	中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者及び危機関連保証整備要綱に定める危機関連保証を利用する者	【貸付限度額等】 1,000万円 3年間全額利子補給 【信用保証料】 全額町負担 【返済期間】 10年以内(1年以内据置)	令和2年4月1日から申請受付中	役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通) 松川町商工会 ☎36-3300

個人事業主・企業の皆さま向け ～ 小学校休業等対策 ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
小学校休業等対応助成金 【労働者を雇用する事業主の方向け】	小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給休暇を取得させた企業に対して助成金します。	子どもの世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	【支給額】 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 支給上限は、 2/27～3/31まで 1日あたり8,330円 4/1～9/30まで 1日あたり15,000円 【適用日】 令和2年2月27日～9月30日の間に取得した有給の休暇 ※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。	令和2年12月28日まで申請受付中	学校等休業助成・支援金受付センター ☎0120-60-3999 9:00～21:00 (平日・土日祝日)
小学校休業等対応支援金 【委託を受けて個人で仕事をする方向け】	小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対して支援します。	子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、次の要件を満たす方 ○個人で就業する予定であった場合 ○業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合	【支給額】 就業できなかった日について、 2/27～3/31まで 1日あたり4,100円(定額) 4/1～9/30まで 1日あたり7,500円(定額) 【適用日】 令和2年2月27日～9月30日 ※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。		